

京都市 連携・協働型文化芸術支援制度補助金（文化財保護・事業認定型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、文化財を保護し、市民の文化及び地域の文化の向上及び発展に資することを目的として、寄付金等を活用し、文化財保護事業を行う個人又は団体（法人含む。）（以下、「団体等」という。）の活動に対して交付する補助金に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下、「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 文化財保護法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で本市の区域内に存するもののうち、同法、京都市文化財保護条例又は京都府文化財保護条例の規定により指定され、又は登録されたもの（以下、「指定等文化財」という。）及び市長が特に保護する必要があると認めるものをいう。
- (2) 文化財保護事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 文化財の管理、修理、公開、復旧、活用及び文化財に関する記録の作成並びに文化財の伝承者の養成
 - イ 文化財を保存するために必要な伝統的な技術又は技能の保存
 - ウ 有形文化財又は記念物の周辺の環境の保全
 - エ 前3号に掲げるもののほか、市長が文化財を保護するために必要と認める事業

（財源及び補助金額）

第3条 本市が認定した文化財保護事業に対し、補助事業者等が支援者を募って集めた本市への寄付金等を財源として、1事業につきその寄付金等の合計額の7割（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を上限に、補助対象経費の額及び申請金額の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、文化財保護事業を行う個人又は団体等で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市税及びその他の租税を滞納していないこと
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (3) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れがある者でないこと
- (4) 自ら積極的に情報発信し、寄付の募集を行うことができる者であること

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、別表1に定める文化財保護事業で市長が適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又は反する恐れがあると認められる事業
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業
- (3) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れがある事業

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表2に定める経費を除く、補助対象事業の実施に要する経費とする。

ただし、補助事業者が支援者を募るための経費も含むこととする（本制度を活用して行うクラウドファンディング実施に伴う手数料は除く。）。

(交付申請等)

第7条 条例第9条の規定に基づき交付を受けようとする者は、必要事項を記載した所定の交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 京都市文化財保護事業補助金交付事務取扱要領第2項に定める書類
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) 他の機関からの補助金・助成金等を受ける場合、その内容がわかるもの
- (6) 団体等の場合、名簿及び定款又はこれに準ずるもの
- (7) 補助事業に係る文化財が指定等文化財以外のものである場合、対象文化財の年代・形式・規模・由緒等が判断できる資料及び推薦書
- (8) 文化財の所有者以外が申請する場合、所有者の同意書
- (9) クラウドファンディングサイトを利用する場合、申込書（第16号様式）

(交付の決定等)

第8条 市長は、交付申請書を受理した日から30日以内に、前条に掲げる申請に係る書類に基づき内容を審査し、条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請額の総額が予算を超えた場合、申請に不備がある場合、その他特段の事情がある場合はこの限りでない。

2 市長は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、補助金の交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、交付決定通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

3 市長は、条例第10条第3項の規定により、補助金を交付しないことを決定したときは、条

例第12条第2項の規定に基づき、不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（申請事項の変更）

第9条 交付決定の通知後、補助事業等の内容又は経費の配分の変更を行う場合は、速やかに別に定める事業変更承認申請書（第7号様式）に変更後の事業計画が分かる書類（第2号様式）、収支予算が分かる書類（第3号様式）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、やむを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を事業変更承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。なお、事業内容や支出項目等を著しく変更したときは、補助金の減額や交付決定の取消を行うことがある。

（申請の取下げ）

第10条 第8条第2項の規定により交付の通知を受けた者は、条例第13条第1項の規定により、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき等は、交付額の確定通知を受けるまでに、申請取下げ届（第9号様式）を提出することにより、申請を取り下げることができる。

（実績報告）

第11条 条例第18条第1項の規定による報告は、交付対象事業の完了後1箇月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実績を記載した報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算報告書（第11号様式）
- (2) 経費の支出を確認することができる資料
- (3) 京都市文化財保護事業補助金交付事務取扱要領第5項に定める書類
- (4) 他の機関からの補助金・助成金等を受けた場合は、その金額が分かるもの

（交付額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、実績が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか審査し、適合すると認めるときは交付額を確定し、交付額確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金の支払は、補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認

めるときは、補助事業の完了前に当年度交付予定額を概算払することができる。

- 3 概算払での交付を受けようとする者は、概算払請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 概算払での交付を受けた者は、前条の規定により決定した交付確定額に基づき、精算書（第14号様式）を提出し、精算しなければならない。
- 5 概算払での交付を受けた者は、前条の規定による交付確定額が第8条第2項で通知した交付額より減額となった場合、その差額を精算により市長に返還することとする。
- 6 次の各号に該当する場合は、当該寄付金を京都市文化芸術振興基金に積み立てる。
 - (1) 補助金の交付決定を取り消した場合
 - (2) 第10条に基づく申請の取下げがあった場合
 - (3) 当該年度に補助事業を実施しないこととなった場合
 - (4) 申請者から補助金の受取辞退について、書面又は電子メールで申出があった場合
 - (5) その他、当該寄付金のうち補助金として申請者へ交付されなかった金額がある場合
- 7 前項第3号に該当する場合において、申請者が翌年度に本制度に基づく事業の認定を受けた場合は、当該年度に京都市文化芸術振興基金に積み立てた金額と合わせて交付を申請することができる。

(補助金の請求)

第14条 第12条に規定する通知後、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 条例第16条第1項に規定する市長等が定める期間は、事業が終了した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

- 2 前項に規定する書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(事業等の遂行)

第16条 補助事業者は、法令の定め、交付の決定の内容及びこれに付された条件並びにこの要綱に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金を他の用途に使用してはならない。
- 3 補助事業者は、認定事業に係る寄付金が目標金額を超える又は下回る場合に実施可能な事業内容を検討し、寄付募集の際に明示のうえ、寄付募集後に集まった寄付金の範囲内で事業計画の変更を行うものとする。

(決定の取消し)

第17条 条例第22条第1項に規定するほか、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることがある。

- (1) 申請内容に、虚偽その他不正の事実があったと認められるとき。
- (2) 申請のあった事業計画の内容を実施する見込みがないと認められるとき。
- (3) 所定の期間内に実績報告書又は関係資料の提出がないとき。
- (4) 実績報告書により報告を受けた事業内容が、事業計画の内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。
- (5) 補助金の使途がふさわしくないと認められるとき。
- (6) その他この要綱に基づき提出された資料に虚偽のあるとき。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱の施行後に申請された事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、この要綱の施行後に申請された事業に適用する。

別表1（補助対象事業）

1 有形文化財（建造物）の補助対象事業

（1）修理事業

- ア 解体修理、半解体修理、屋根ふき替え、塗装修理、部分修理、移築修理
- イ 災害復旧事業

（2）管理事業

ア 防災施設

- （ア） 警報設備、消火設備、避雷設備又は防犯設備の設置、更新、修理工事等
- （イ） 火除地設定、消防道路設置（消防局から勧告があった場合に限る。）

イ その他

- （ア） 保護さく、擁壁又は排水施設の設置工事
- （イ） 覆屋（保存庫を含む。）設置工事（増改築工事を含む。）
- （ウ） 鳥獣虫害防除工事
- （エ） 危険木診断及び危険木対策工事
- （オ） 説明板等の設置工事
- （カ） 災害復旧事業

（3）公開事業

（注） 補助対象事業には、上記事業施行上必要な調査事業を含む。

2 有形文化財（美術工芸品）の補助対象事業

（1）修理事業

- ア 修理（はく落、腐食防除工事等を含む。）
- イ その他保存のために必要なもの（保存箱、台座等）の新調及び修理
- ウ 災害復旧事業

（2）管理事業

ア 防災施設

警報設備、消火設備、避雷設備又は防犯設備の設置、更新、修理工事等

イ その他

- （ア） 保護さく、擁壁又は排水施設の設置工事
- （イ） 覆屋設置工事（増改築工事を含む。）
- （ウ） 鳥獣虫害防除工事（くん蒸事業及び殺虫事業を含む。）
- （エ） 危険木診断及び危険木対策工事
- （オ） 耐火構造である収蔵施設の設置工事（増改築工事を含む。）
- （カ） 耐火構造である収蔵施設の温湿度調整設備の設置工事
- （キ） 美術工芸品の保護に欠くことのできない未指定建造物の屋根ふき替え工事及び修理事業（収蔵施設を新築した場合の経費を超える場合は、当該経費を補助対象事業費とする。）
- （ク） 模写その他複製の事業（本市が勧告した場合に限る。）
- （ケ） 説明板等の設置工事
- （コ） 災害復旧事業

（3）公開事業

3 無形文化財の補助対象事業

（1）伝承者の養成事業

- ア 無形文化財の保持者又は保持団体が行う研修会、研修発表会又は講習会の開催及び実技指導
- イ 研修会又は講習会のための資料の収集、整理及び作成
- (2) 記録の作成及び刊行の事業
- (3) 公開事業

4 有形民俗文化財の補助対象事業

- (1) 修理事業
 - ア 解体修理、半解体修理、屋根ふき替え、塗装修理、部分修理、移築修理その他保存のために必要な修理（はく落、腐食防除工事等を含む。）
 - イ その他保存のために必要なもの（保存箱、台座等）の新調及び修理
 - ウ 災害復旧事業
- (2) 管理事業
 - ア 防災施設
 - (ア) 警報設備、消火設備、避雷設備又は防犯設備の設置工事
 - (イ) 火除地設定（消防局から勧告があった場合に限る。）
 - イ その他
 - (ア) 保護さく、擁壁又は排水施設の設置工事
 - (イ) 覆屋設置工事（増改築工事を含む。）
 - (ウ) 鳥獣虫害防除工事
 - (エ) 危険木診断及び危険木対策工事
 - (オ) 耐火構造である収蔵施設の設置工事（増改築工事を含む。）
 - (カ) 耐火構造である収蔵施設の温湿度調整設備の設置工事
 - (キ) 有形民俗文化財の保護に欠くことのできない未指定建造物の屋根ふき替え工事及び修理工事（収蔵施設を新築した場合の経費を超える場合は、当該経費を補助対象事業費とする。）
 - (ク) 説明板等の設置工事
 - (ケ) 災害復旧事業
- (3) 公開事業

5 無形民俗文化財の補助対象事業

- (1) 修理事業
 - ア 楽器、衣裳等の用具の修理（修理に代わる新調を含む。）
 - イ 公開施設の修理
- (2) 管理事業
 - 楽器、衣裳等の用具の収蔵施設の設置工事（増改築工事を含む。）及び修理工事
- (3) 伝承者の養成事業
 - ア 無形民俗文化財の保護団体が行う研修会、研修発表会又は講習会の開催及び実技指導
 - イ 研修会又は講習会のための資料の収集、整理及び作成
- (4) 記録の作成及び刊行の事業
- (5) 公開事業

6 史跡、名勝の補助対象事業

- (1) 復旧事業
 - ア 旧宅、城郭等の建造物、石垣等の復旧

- イ 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事
 - ウ 古墳等の盛土、石積、排水施設等の工事
 - エ その他史跡又は名勝の保存上必要な復旧工事
 - オ 災害復旧事業
 - (2) 管理事業
 - ア 防災施設
 - 史跡又は名勝の重要な構成要素をなす建造物等について行う警報設備、消火設備又は避雷設備の設置工事
 - イ その他
 - (ア) 害虫の防除の措置
 - (イ) 樹木のせんてい及び整枝（庭園に限る。）
 - (ウ) 標識、説明板、境界標、囲さく等の設置工事
 - (エ) 災害復旧事業
 - (3) 公開事業
- (注) 補助対象事業には、上記事業施行上必要な調査事業を含む。

7 天然記念物の補助対象事業

- (1) 保護増殖事業
 - ア 衰滅の危機に瀕している天然記念物について、その保護の万全を期するために行う以下の事業
 - (ア) 給餌
 - (イ) 保護増殖施設の設置工事
 - (ウ) 病虫害駆除
 - (エ) 施肥等樹勢回復
 - (オ) 遷移の中断、促進及び正常化
 - (カ) その他育種、補植、固体数管理、繁殖力維持、自然状態の復元等相当と認める事業
 - イ 天然記念物である樹木、樹叢又は森林についての害虫の防除等の措置
- (2) 管理事業
 - ア 防災施設
 - 樹木、樹叢又は森林についての消火設備又は避雷設備の設置工事
 - イ 保存施設
 - 標識、説明板、境界標、囲さく等の設置工事
 - ウ 災害復旧事業
- (3) 公開事業

8 選定保存技術の補助対象事業

- (1) 伝承者の養成事業
- (2) 記録の作成及び刊行

9 文化財環境保全地区の補助対象事業

- (1) 修理事業
 - ア 参道、塀、垣、池等の復旧工事
 - イ 文化財環境保全地区の保存に必要な建造物の外観（これと密接な関連を有する内部を含む。）の整備工事
- (2) 管理事業

- ア 塀、垣等の設置工事
 - イ 枯損木の伐採、害虫の防除、植栽等の措置
 - ウ 標識、説明板、境界標等の設置工事
- (3) 災害復旧事業

別表 2 (補助対象外経費)

費目	項目
申請者本人(団体からの申請にあってはその代表者個人)への支払となる経費	企画制作費、委託料、演出料などの名目を問わず申請者本人(団体からの申請にあってはその代表者個人)への支払となる経費 ※ただし、補助対象経費の50%又は認定事業の実施期間1日につき8千円(税込)のいずれか低い額以下については、申請者本人(団体からの申請にあってはその代表者個人)への支払となる経費であっても対象とする。
旅費	特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等) ※タクシー料金は作品等の運搬など公共交通機関の利用が難しい場合のみ対象とする。
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・備品(価格が10万円以上のもの) ・参加者、協力者への贈答が目的のもの(賞状、景品等)
食糧費	食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等も全て)
共済費	雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等 ※ただし、イベント保険、その他危険な作業を行う場合及び本事業のために雇用された賃金職員の事業者負担分は対象とする。
団体が当然負担すべき経費	対象事業以外に係る人件費、団体等の運営経費(家賃、光熱水費、電話代等)
参加者等の負担とすべき経費	参加者等が負担すべき経費(参加者等が持ち帰る物の材料費、送迎費等)
応募経費	本事業の応募に係る経費
対象期間外の支出	対象期間外に実施した事業に係る経費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上、不適切と認められる経費や著しく高額と思われる経費 ・金券など金銭と類似の性質をもつものの購入経費 ・別の補助金等の交付根拠となっている経費